

発表項目 (行事名)	北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第 52 回) の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 室蘭市において行われる 1 都 18 県の PCB 廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るための「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」について、次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日 (木) 10:00~12:00</p> <p>2 場所 PCB 処理情報センター (室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8)</p> <p>3 内容 (1) 北海道事業の進捗状況等について (2) 環境モニタリングの概要と結果について (3) 募集案件による意見交換・情報共有 (4) 室蘭市との経済交流に係る取組等について (5) その他</p> <p>4 構成員 北海道、1 都 18 県及び域内政令市の課長職並びに室蘭市の部長職で構成</p> <p>5 傍聴 会議は公開で行います。 傍聴をご希望される方は、当日、会場(受付)にご来場ください。</p> <p>6 会議資料 資料は当日会場で配布します。</p> <p>※添付資料 ・北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	室蘭市(室蘭市政記者会)

担当 (連絡先)	環境生活部環境保全局循環型社会推進課 (担当者: 課長補佐 吉岡) TEL ダイヤルイン 011-204-5192 (内線 24-254) 公用スマホ 011-585-6103 (内線 30739)
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱

1 設置の目的

室蘭市における北海道並びに東北地域、北関東地域、甲信越地域及び北陸地域並びに南関東地域の1都18県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整並びに早期処理に向けた取組の促進を図るため、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 協議会は、北海道、1都18県及び当該道都県内の政令市の担当課長職並びに室蘭市の担当部長職をもって組織する。
- (2) 協議会に、会長1名、副会長1名、各地域ごとに幹事1名を置き、会員の互選により選出する。但し、会長、副会長は、幹事を兼務しないものとする。
- (3) 協議会に幹事会を置き、会長、副会長及び幹事で構成する。
- (4) 環境省及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、協議会及び幹事会のオブザーバーとする。

3 協議調整事項

- (1) PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項
- (2) PCB廃棄物の収集運搬に関する事項
- (3) 北海道及び1都18県のPCB廃棄物処理計画に関する事項
- (4) その他PCB廃棄物の処理事業に関する事項

4 運営

- (1) 協議会及び幹事会は会長が主宰する。
- (2) 協議会の運営に必要な経費は、会員が負担するが、その負担額は、協議会において協議し定める。

5 事務局

協議会の事務局は、会長都道県市が担当する。

6 その他

協議会は、原則、室蘭市において開催する。

- 附則 この要綱は、平成16年7月2日から施行する。
この要綱は、平成27年1月21日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年9月9日から施行する。